

# 業 務 資 料

令和5年度

愛媛県動物愛護センター

## 【概 況】

### 1 沿 革

平成 11 年 12 月の動物の愛護及び管理に関する法律の改正を受け、動物の適正な飼育、終生飼育並びに動物愛護精神を広く県民に普及啓発していくため、総合的な動物愛護管理行政の拠点施設として平成 14 年 12 月に開設された。主要な事業として、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、犬猫の譲渡、犬のしつけ方教室、動物愛護教室、負傷動物の収容治療、動物取扱業及び特定動物に関する業務、並びに、犬猫の回収や処分を行っている。

また、動物由来感染症対策の拠点施設として、動物由来感染症の調査研究及び感染予防のための啓発を行っている。

### 2 所管事項

#### (1) 動物愛護業務

- ・ 犬のしつけ方教室に関すること。
- ・ 動物のふれあい教室に関すること。
- ・ 特別事業に関すること。
- ・ 動物相談に関すること。

#### (2) 動物管理業務

- ・ 犬及び猫の収容・処分に関すること。
- ・ 犬及び猫の譲渡に関すること。
- ・ 負傷動物の収容・治療に関すること。
- ・ 動物取扱業に関すること。
- ・ 特定動物に関すること。

#### (3) 動物由来感染症業務

- ・ 動物由来感染症の予防に関すること。
- ・ 狂犬病の病性鑑定及びレプトスピラ症に関すること。

### 3 動物愛護業務

人と動物が共生する豊かな地域社会づくりを目指し、犬猫の適正飼養についての関心と理解を深めていただくとともに動物愛護に関する普及啓発を推進するため各種事業を実施した。

#### (1) 譲渡前講習会

地域の模範飼主の育成を目的として、犬猫の譲受希望者に対し、適正な犬猫の飼い方等について講習会を実施した。

(令和5年度)

項目	講習会		一般譲渡		合計	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
実施状況	72	478	12	24	84	502

※ 一般譲渡には市町窓口による犬猫の引渡し分を含む

#### (2) 犬のしつけ方教室

飼い主が犬との快適な生活を送るとともに飼い犬が地域社会と共生できるよう、適正飼養並びに終生飼養の普及を目的に実施した。

(令和5年度)

項目	センター職員によるしつけ方教室		専門の講師によるしつけ方教室		合計	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
実施状況	23	179	20	252	43	431

#### (3) 動物愛護教室

小中学生を対象に、動物を正しく理解するとともに命の大切さや動物愛護の心を育むことを目的として、センター内又は小中学校に出向き実施した。

(令和5年度)

項目	実施回数	参加人数
実施状況	15	1,124

(4) その他

① ボランティア参加状況

センターの運営が円滑に行えるよう、また、広く県民に、動物愛護の普及啓発を図ることを目的として、ボランティア活動を推進している。ボランティアの内容は、譲渡動物の手入れ（シャンプー、グルーミング、ブラッシングなど）、動物の飼育補助（散歩・清掃）、イベント補助、センター施設管理補助（清掃・植栽管理）等である。(令和5年度)

項目	受入れ期間	参加延べ人数（人）
ボランティア活動	通年	282

② 来場者数

(令和5年度)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
来場者数	1,120	1,560	1,500	1,230	1,651	2,260	1,560	1,240	976	1,100	965	1,300	16,462

4 動物管理業務

(1) 犬及び猫の収容、処分事業

市町で引取った犬や猫を収容し、抑留期間を経て処分した。

犬猫の月別収容・状況（松山市を除く）

（令和5年度）

月	犬								猫								合計			
	収容数				処分				収容数				処分				収容数	処分		
	飼い主から		所有者不明		返還数	譲渡数	譲渡数のうち 幼齢 個体	処分数	飼い主から		所有者不明		返還数	譲渡数	譲渡数のうち 幼齢 個体	処分数		返還数	譲渡数	処分数
	成熟 個体	幼齢 個体	成熟 個体	幼齢 個体					成熟 個体	幼齢 個体	成熟 個体	幼齢 個体								
4	22	2	11	3	3	28	16	16	3	0	0	28	0	14	3	6	69	3	42	22
5	6	0	12	3	1	23	13	6	8	3	3	38	0	17	14	12	73	1	40	18
6	6	0	6	7	2	11	5	6	13	2	0	90	1	19	10	60	124	3	30	66
7	1	0	4	2	0	7	1	4	10	14	1	28	0	13	13	61	60	0	20	65
8	8	0	8	9	1	10	7	1	13	0	1	40	0	14	10	37	79	1	24	38
9	2	0	9	17	1	11	6	13	10	1	0	53	0	20	18	49	92	1	31	62
10	4	0	12	26	3	18	12	12	10	2	0	29	0	18	17	38	83	3	36	50
11	5	0	14	13	1	23	16	17	7	3	0	13	0	7	5	16	55	1	30	33
12	7	0	14	7	1	26	19	8	3	0	2	3	0	16	13	6	36	1	42	14
1	9	0	34	17	2	25	15	17	1	0	0	0	0	16	7	4	61	2	41	21
2	0	0	9	8	1	14	8	7	0	0	0	0	1	26	13	2	17	2	40	9
3	2	0	10	9	0	22	13	6	0	0	2	5	0	10	6	2	28	0	32	8
計	72	2	143	121	16	218	131	113	78	25	9	327	2	190	129	293	777	18	408	406

※ 処分（返還、譲渡、殺処分数）には負傷動物を含む

※ 処分数（致死・病死・自然死）

(2) 動物譲渡事業

動物愛護の基本理念を踏まえ、収容した犬や猫を適正飼育できる県内在住者へ譲渡した。

譲渡に際しては、譲渡前講習会の受講を義務付けるとともに、子犬の譲渡者に対してはしつけ方教室への参加を義務付けている。

また、新しい飼い主を探すことを目的とする者（仲介者）についても譲渡の対象とした。

① 譲渡頭数

(令和5年度)

項目	犬	猫	計	備考
譲渡頭数	218	190	408	

(3) 負傷動物収容治療事業

公共の場所において、所有者が判明しない負傷動物の収容及び治療を実施した。

また、緊急的措置が必要な場合は、(公社)愛媛県獣医師会との委託契約により負傷動物救護活動参加獣医師に応急治療を依頼した。

負傷動物の収容治療状況（松山市を除く）

(令和5年度)

項目	犬	猫	その他	計
収容治療頭数	2	53	0	55

(4) 動物取扱業に関する事業

第一種動物取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせん、譲受飼養）の登録及び、第二種動物取扱業の届出に関する事務を実施した。

① 第一種動物取扱業の登録状況

(令和6年3月31日現在)

区 域 (保健所管内)	施設数	登録数	業 種 別 内 訳					
			販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	譲受飼養
四 国 中 央	35	39	23	16				
西 条	105	128	58	55	2	8	5	
今 治	76	86	48	30		5	3	
中 予	52	62	17	32	1	5	7	
八 幡 浜	37	48	19	23	1	1	4	
宇 和 島	47	50	22	19	1	1	7	
松山市 (動物愛護センターが管轄)	224	269	95	135	5	17	14	3
計	576	682	282	310	10	37	40	3

第二種動物取扱業届出状況

(令和6年3月31日現在)

区 域 (保健所管内)	届出数	業種別内訳			
		譲渡し	展示	保管	貸出し
四 国 中 央	6	4	1	1	0
西 条	6	1	3	1	1
今 治	0	0	0	0	0
中 予	7	2	3	2	0
八 幡 浜	3	1	2	0	0
宇 和 島	3	1	2	0	0
松山市 (動物愛護センターが管轄)	22	15	5	2	0
計	47	24	16	6	1

(5) 特定動物に関する事業

特定動物（危険な動物）の飼養又は保管の許可に関する事務を行うとともに、立入検査を実施した。

特定動物飼養・保管許可件数

(令和6年3月31日現在)

区域（保健所名）	箇所数	許可件数	備 考
西 条	3	3	
今 治	3	3	
中 予	3	49	とべ動物園を含む
八 幡 浜	2	3	
宇 和 島	3	3	
松山市（動物愛護センターが管轄）	6	8	
合 計	20	69	